

昭和三十三年七月

年少労働者に関する福祉活動状況
(第二集)

労働省婦人少年局

中少企業、事業主集団の、年少労働者を対象とする、あるいは、年少労働者を含む集団的福祉活動は、昨三十二年に引続き、各地においては進められ、福祉の範囲も、労働者の生活の各方面に及び拡大している。しかも、大都市のみならず、例えば、地方山間の一商店会等においても、研究、実施されつつあり、大企業に比して、一般に不利な条件下におかれている中小企業の労働者に、明るい光りがあてられるようになったことは、よろこばしい。

同業種の組織上にある、歴史的慣習、制度、あるいは取扱物品の特殊性等から、地域的には同一歩調を取り難いという同業者団体もあり、この場合は労働者が、地域単位の福祉活動を利用しにくい等の問題が、今後に残ると思われるが、これらの団体も、また、福祉に関する今日の水準に沿うべく、それぞれの努力をしているのが、みられる。

ともあれ、比較的小人数のチームワークを以つて支えられる中小企業経営形態上、これらの福祉活動は、労使に、好ましい結果を招来するものとして、期待される。

本年六月末現在の、全国状況は、次の通りで、前回、「年少労働者に関する福祉活動状況」につづくものである。併せて、参考とされたい。

（一）共同施設について

各種共同福祉施設の建設については、相当の資金を必要とするところから、業者集団による、利用者に限定的なもののほか、地域の行政官公庁及びその外郭団体による、青少年対象の公共施設としての建設、また現存の公共施設の勤労青少年への開放措置、あるいは、特志家の施設の寄付などが、併せてあげられる。

共同宿舎

(1) 福井市新栄町、衣料品卸問屋六軒合同の、共同店舗建設に伴うもの。

一階Ⅱ店舗、二階Ⅱ宿泊室、図書棚、娯楽室、洗濯場等

(2) 大阪市船場、問屋六軒の共同店舗建設に伴うもの、三三・五・六落成

一階Ⅱ店舗、二階社用各室、三階Ⅱ従業員共同宿舎、病室、食堂、炊事場等

四階Ⅱ休養、娯楽室、作業室、従業員予備宿舎、五階Ⅱ幹部従業員のための宿舎等

(3) 大阪市船場、問屋二軒の共同店舗建設に伴うもの、三三・三・一四落成

一階Ⅱ店舗、二階Ⅱ炊事場食堂、倉庫、三階Ⅱ使用者居室

四階及五階Ⅱ従業員宿舎

(4) 年少労働者のための出身県経営寄宿宿又は、一時宿泊所

○ 東京都内にあるもの

現在、山形、秋田、山梨、鹿児島、四県

京浜地区への就職者で県安定機関が就職あつせんした新規就職者、また、新規就職者中学校長の推せん

したものが寄宿でき、経費は食事つき、一ヶ月五、六千円、あるいは一泊二食付二〇〇円。期間一ヶ年未満程度、鹿児島のみは、就職まえの一時宿泊舎、山梨のみ男女、他は男子のみ、

収容人員一〇、五五名程度の規模である。

○ 大阪市内及び府内にあるもの

現在、鳥取、島根、香川、高知、佐賀、宮崎、鹿児島、八県、

京阪神地区への新規就職者が入食できるが、安定機関を通じたもの等の制約ある場合もある。経費は、食事つき一ヶ月三八〇〇と四〇〇〇円、外食の場合は宿泊費一ヶ月五〇〇円等、期間一ヶ年未満、佐賀のみ制限なし、鹿児島は一時宿泊舎、各県とも、主として男子のみ収容

収容人員、一七、八〇名程度まで、各県各種の規程

宮崎のように、大阪事務所の一部に施設しているところもある、

○ 奈良県建設中のもの（三三年六月竣工予定）

愛媛県寄宿舎、高校卒業者で就職決定者が入舎できる

一ヶ月食費つき四千円、期間一ヶ年、収容人員五七名

（註）○ 東京都、新宿及び赤羽における独立共同宿舎については、第一集に出、現在はなお資金、設計等について進行中

○ 個々の商店内における、従業員居室の独立性確保とその内部の各種生活設備の近代化、娯楽設備の完備については、青森県五所川原市をはじめ、各地にみられるが詳略。

敬養、娛樂、その他集会のための施設及び既存施設の開放

(1) 松屋町会館 (大阪市松屋町) 松屋町間屋連合会建設、三三・五月落成

十六坪、二階建、店員の余暇善用の施設として建設

図書室 大阪市より図書寄贈を受け、貸出しについても準備中

書道講習 毎夕六・九時、その他、集会場として開放

運営 各町からの代表一人づつをもつて運営、主として、店主の息子が、そのための青年会をつくり運営の中心となつている

(2) 勤労青年いこいの家 「藤沢会館」 (大阪府泉北郡伯太) 三三・五・五より開

特志家より大阪市に寄付された既存建物で、大阪市民共済会が運営

運営 大阪市補助金三〇〇万円及募金に依る、利用者実費負担予定 二、九三二坪

設備 宿泊室 (定員八〇名) 講習室、クラブ室、図書室 (五〇〇冊) 食堂、浴室、スポーツ用具

(3) レクリエーションヨンハウス (大阪府柏原町) 大阪府青少年協管理、三三年七月落成

経費 大阪府補助金及一般募金、利用者実費負担予定

運営 大阪府青少年野外活動協会

(4) 浜寺公園「海の家」 (大阪府、浜寺) 大阪府管理、三三年七月より使用

返還された駐留軍建築物を改造し、青少年のための設備をする。

経費 大阪府

(5) 服部緑地ユースホステル 三三年

青少年の休日のための簡易宿泊所

經費Ⅱ大阪府及運輸省

6) 市民館、児童館のユースセンターとしての開放、大阪市、三三・五・一八より実施

市民館三、児童館三、大阪市青少協の要請にもとづき、週休制実施にともなう休日の善用を目的とし、日曜開館を開始、

設備費Ⅱ大阪市青少協負担

既存の設備に併せ、ピンポン、バドミントン、碁、将棋等を置く、

7) 大阪少年輔導センター会館（大阪市天王寺区六万休町）三三年四月落成

社団法人、少年輔導協会運営

資金Ⅱ特志家の寄付一千万円、その他有志寄付金

運営資金は、大阪府及び市の会費会費をもつて当てる。

1) 福岡市新天町 新天町商店会

（施設についての動き）

店員休憩の家（盛岡市）

休日制度の研究と併せ、住込店員の休日のつどいのために構想中

2) 青少年の国（大阪市）

○ 大阪城を含め、その十六万坪に「青少年の国」を計画、民生局より一千五百万円の予算、今年中に完成予定、着手

3) 青少年ユースセンター（大阪市）

返還される府警本部を当てる。地下一階、地上三階

地階Ⅱ食堂、浴室、売店

一階、二階Ⅱ図書室、遊戲室、ビンボン場、会議室等

三階Ⅱ集会場、青少年関係団体事務所

(4) 一区一ヶ所のユースセンターの建設（大阪市）

(5) 共同寄宿舎（埼玉県川口市）

主として、市内鑄物関係工場に就職するものために計画中

収容人員二〇〇名程度、現在、厚生年金保険積立金庫に、融資を手続中

(6) 商店員等の従業員のための施設の併設（埼玉県、所沢市）

市商工会議所の新設に伴い、集会室を併設し、読書、娯楽、運動設備をととのえて、開放する計画

(二) 教養、娯楽について

教養講座等

経営規模からみて、経済的に、また、小人数の密接した日常の職場生活の中では、技術的、感情的に行い難い面もある。従業員の職業上の訓練、教養の向上については、業者合同の、あるいは、地域の官公庁その他の第三者的機関の行う講座等が、相当活潑に計画されている。使用者側の意向も、直接に個々の「主人から受ける注意」としてではなく、「講義」の形で、不必要なテンションなく受け入れられ、また、日常の繁忙な職場生活の中で、不足していく一般教養や技能の習得もでき、労使双方に効果を認められているようである。

各地の実施状況をみても、主催者側は相当の熱意と経費をかけて開催しているが、今後の問題としてはこのような講座が多く開かれ、更に利用者を拡大するために、これらの措置を、十分に利用させようという使用者の理解を得る説得の努力と方法、講座等の内容が従業員の自主的参加意欲をそそる、新味且つ実効のあるものにする検討が、さらに必要であろう。

このために、地域社会の各種組織、有志の有形無形の各種の援助もまた、ほしいものである。

なお、これらの講座は「店員学校」「従業員セールズ講座」等々各様の名称で開催されている。新規採用年少者のための時期的なものと、その他の青少年従業員のための常時のものとに大別されるが、科目については、ほぼ同じである。当然、内容の深淺があるのであるが、それについては詳細には報告をとらなかつた。

(新規採用年少者のための講座)

- (1) 新潟市中央商店街 三五事業場 三三年四月より実施

期間Ⅱ採用初期、七日間

- (2) 富山市、富山専門店会 「新入店員教室」

期間Ⅱ五日間、働く年少者の座談会を併せて行う。

- (3) 水戸市南町商店会 「新入店員講座」 三三年四月より実施

比較して、デパートの店員の優秀な実力をみると、これに劣らぬ店員を養成しようという計画で、開始した。

期間Ⅱ六日間

資金Ⅱ商店主中の、青年店主会の負担

(中級店員講座)

(4) 札幌市、専門店会協同組合青年会 三三・六・六より実施

「店員指導講座」 店主教育も併設

(5) 高松市商工観光課 「店員短期大学」 三三年五月より実施

期間Ⅱ年二回、一回七日間、午后六時半～八時半

受講料Ⅱ無料、定員Ⅱ一〇〇名（第一回八二名、内年少者四二名参加）

これらの各講座の内容について、共通のものは――

接客法、生活の心構え、新入店員の仕事、包装技術、時事問題、労働問題等で

この他に――

商店街の歴史、店主の体験談、照明の常識、を加えているところもある。

講師は――

大会社等の専門技術者、大学教授、関係官公庁職員、婦人会長、店主、その他、学識者等であり、放送局等のある地域では、アナウンサーによる「話し方」などの講義も加えられている。

（その他の、一般青少年従業員のための講座）

(1) 福井市衣料品問屋街 「店員講座」

期日Ⅱ一斉休業等の日を利用し、月二回開催

資金Ⅱ事業主一ヶ月一五〇円負担、他に、雑貨品空箱を売り払い、運営資金として積立てている。

労使懇談会、慰安会等も併せて行っている

(2) 和歌山市商店連合会（七商店会の連合体）「店員学校」

市、商工課が運営に当たっている。

資金Ⅱ市二八、〇〇〇円、商店練合会二〇、〇〇〇円、個人参加料一人一〇〇円

(3) 青森県五所川原市内、全商店

○「店員学校」 三一年より実施

期日Ⅱ年二回、一回週三回で十五日間

出席率Ⅱ労働者六二名（内、年少者四九名）

経費Ⅱ事業主負担、一回二〇〇円

○「移動教室」

同県の大都市弘前市のデパートを見学させ、参考とさせる。

経費Ⅱ店員負担、一回二〇〇円

（なお、当市では、事業主の理解も深まり、定時制高校、青年学級への就学者が増加してきた）

(4) 名古屋市中区、鉄砲町、末広町本通り問屋共同組合

○「書道講座」 三三・二・九より実施

期日Ⅱ第二、第四日曜、午前九・三〇～一〇・三〇（男子）同一〇・三〇～一二・〇〇（女子）

会場Ⅱ末広会館（末広町内）一八畳敷、約五〇人収容可能

受講者Ⅱ約一〇〇名、会員証を発行

経費Ⅱ組合費より充当、手本代は事業主、受講者は会費一ヶ月五〇円負担

○「珠算講座」 三三・二・一六より実施

期日Ⅱ第一、第三日曜、午前一〇・三〇～一二・〇〇（男女合同）

会場Ⅱ末広会館

受講者Ⅱ約八〇名

経費Ⅱ組合費及、受講者は会費一ヶ月五〇円負担

○「圖書貸出し」 三三・五・一四より実施

時間Ⅱ毎日、午前九時～午後五時まで 貸出し期間Ⅱ一週間

場所Ⅱ組合事務所

蔵書Ⅱ二五〇冊（市立図書館より五〇冊借受け、組合費より二〇〇冊購入、状況により購入増加の予定）
運営Ⅱあらかじめ、圖書目録を各事業場へ配布しておき、従業員は事業主の印鑑をもらつたうえで借り
うける。一日平均四〇冊貸出し、

(5) 高松市商工観光課 「先進地視察、研修会」すでに八回実施

青少年従業員を対象とし、京阪神地方等の、都市商店街を見学する
日程、約三日間、参加者平均五〇名

会費Ⅱ 連合会加入店従業員 一、八〇〇円
未加入店従業員 二、三〇〇円

(6) 大阪市教育局委員会 「青年学級、日曜講座」 三三・六・二二より実施

休日の善用を目的とし、従来の夜間のみを開校を、日曜、昼間にも開くこととした。

期日Ⅱ毎月第三日曜、午前一〇時～四時、 募集五〇名

経費Ⅱ市教育局委員会、テキストのある場合は参加者負担

内容Ⅱ（午前中）商業講座、（午後）体育、レクリエーション、郷土史等
講師Ⅱレクリエーションについては、特に、年長の青年たちが指導する。

(7) 北海道地方専門店会（全道） 「一日店員学校」 三三・五・八より実施

傘下二十八単位専門店会ごとに、年一回スライドによる修養と実技の巡回教育を行う。

(8) 札幌市商店街振興連合会、「店員学校」 三三年五月より実施

期日 一日、三回、参加者 六〇〇名

- (9) 札幌市旅館組合「サーヴィス講習会」二九年より、五、六月の間に実施
旅館組合青年店主たちの企画で始められた。従業員の見聞をひろめるために、市内観光地、施設等の見
学も行ふ。一泊旅行計画中

- (10) 帯広市教育委員会「商工青年学級」

参加者五〇名、雇用主啓発を現在の主目的とし、雇用主PTAを設けている。

- (11) 秋田県、花輪町商工会並に公民館「店員講座」三一・四・一より実施

資金 商工会

参加者 二〇才未満の男女、三〇名

- (12) 京都市社会教育課「働く若い人たちの教室」三二年秋より実施

開催ヶ所 市内二ヶ所（東山、西陣地区）

期日 約二ヶ月の間に、一〇〜一一回、午後七〜九時

参加者 東山地区一〇〇名、西陣地区 四〇〇名

- (13) 鹿児島県、大口市洋服商工業協同組合

期日 毎週一回及レタリエーションは毎月一回

資金 組合負担

- (14) 佐賀商工会議所「佐賀市商店従業員セールの講座（店員学校）」三三・六・一六より実施

期間 二年四回、各四日間、一日三時間、午前、午后に分かれ、仕事の都合により、どちらかを選ぶ。

経費 佐賀市及商工会議所、商店連盟にて負担

参加者 一回、一八〇名程度（内、年少者二〇名）

(15) 埼玉県鴻巣市商工会 「店員のための簿記講習会」 三三年より実施

期日 一ヶ月に七日間、午後六時～九時 但し、毎月ではない
経費 商工会負担

(その他)

(1) 「巡回文庫」 大阪市青少協 三一年四月より実施

問屋街の店員を対象とし、一〇〇冊を一箱として、六ヶ所に分設常備し、二～三ヶ月で巡回する。
貸出料は無料

慰安、娯楽等

慰安、娯楽の行事、あるいは設備をしている集団も多くなつたが、その内容については、旅行、慰安演芸会、等はほほ似たようなものであり、ここでは、新しい動きと思われるもののみについて記載することにする。

(1) 埼玉県所沢市、所沢休日施行運営協議会の設置（商工会議所内）

「商店員対象の、レクリエーション講習会」 三三・六・二二より実施

新しく休日制度が定められ、これにもなう休日の善用について、計画的に、レクリエーションを含む福祉活動をすすめることを目的とする。この講習会もその一環として、実施されたもの。

(2) 大阪市、井池問屋街協同組合 三三・五・一一実施

現在二八チームを編成、資金は、協同組合負担

週休制にともない、休日の善用奨励のために、今後、日曜ごとに、練習場を借り上げて行う予定

(3) 大阪市、働く青少年、映画、野球友の会 三三年五月より実施

「プロ野球入場割引制度」

従来「映画友の会」による映画割引を実施してきたのであるが、今回よりプロ野球興業についても、割引制度を拡大することになった。

球場Ⅱ大阪球場、日本生命球場

割引率Ⅱ球場及び、対抗チームの編成の種類により、六〇と一五〇円の学生なみで実施している。

(4) 映画割引 (鳥根県松江市) 三三・六・二〇より実施

対象Ⅱ松江市内の年少労働者、技能養成工、推定一、六〇〇名

松江市内全館に適要

割引率Ⅱ三割引

証明書Ⅱ監督署より発行

今後、映画以外の各種興業、展覧会等にも適要を考慮中でそのために、証明書は「映画割引券」ではなく、「年少者証明書」として発行

(5) 映画割引 (鳥取市) 三二・八・一より実施

対象Ⅱ技能養成工のみに適要(一般年少者については、交渉中)

割引率Ⅱ二と三割引

証明書Ⅱ労働基準局扱い、

(6) 埼玉県、川口市及び浦和市商工会議所 三三年六月より実施

「中小企業の従業員のための、レクリエーションのあつせん」

週休制の実施にともない、市商工課と連絡、観光、遊覧旅行等のあつせんを行う。

(7) 「新就職年少者の慰安、激励の会」

この種の会については、全国的に盛んに行われるようになった、主催には、県、市、当局、商工会議所、業者団体等の単独または、共催の形である。

その他

- (1) 「商店主婦のための講座」 埼玉県、浦和市商工会議所 三三年七月より実施

従来は、店主のための経営講座を行ってきたが、今回より、主婦を対象とした、年少労働者に関する講習会に切りかえ、春秋四回行う。

- (2) 北海道地方専門店会（全道） 「職員手帳」の発行

（教養、娯楽についての動き）

- (1) 「店員学校」 佐賀県

男女にわけ、本年度、県下数ヶ所で行う計画

- (2) 「映画割引、海の家開設、スポーツ大会等」和歌山市内、中心商店街

一斉休業日を十分に利用し得るように計画

市商工課、労働基準局、婦人少年室が協力、実現努力中

- (2) 「映画割引」 鳥取県

従来、技能養成工については、実施しているが、一般年少労働者に及ぼすために努力中

- (4) 「レクリエーションの会」大阪労働協会 三三年七月より開始予定

問屋街を対象とし、従業員の週休日善用のために計画中

経費は労働協会、中小企業新聞社負担

参加者その都度二〇〇円程度を徴収予定

内容は往復バス利用の、座談会等を含めたピクニック等

- (5) 「映画割引、休日野球等」 埼玉県、秩父市

週休制による休日善用のために、戦前、商店法時代にも行っていた、これらのことを復活し実施計画

三、週休制度実施状況

			事業場数	労働者数
北海道	札幌市	クリーニング業協同組合他五組合	八九一	三、七六四
	函館市	浴場組合 他二組合	三三三	二九六
	稚内市	洋服商協同組合	一三	四二
	留萌市	菓子商組合	一五	四八
	釧路市	水産 製品協同組合	一九	八一
	帯広市	製パン組合	八	一一一
	小樽市	繊維卸商協同組合 他一組合	九六	一、四一二
	九瀬布町	林産協同組合	一五	二一五
秋田	秋田市	繊維製品卸商組合 他一商店会	三三	二、三〇一
宮城	気仙沼市	商店連合会	一一	三一〇
栃木	宇都宮市	宇都宮駅前繊維卸商組合 他一組合 一商工会	二九八	四九四
	浦和地区	木材商組合 他各種四二組合	(不詳四組合)	(内年少者四五)
埼玉	川口地区	そば商組合 他各種三一組合	(不詳一八組合)	不詳

埼玉

大宮地区

小売酒販売組合 他各種二九組合

一、六八四

一、九九七

熊谷地区

家具商組合 他各種三〇組合

(不詳二組合)

一、六六〇

川越地区

旅館組合 他各種一五組合

四六〇

五一五

行田地区

羽生材木商組合 他羽生各種九組合

(不詳一組合)

不詳

春日部地区

岩槻市製綿寝具店組合 他各種三二組合

一、〇七七

六一九

秩父地区

秩父商店連合会洋服商 他各種二二組合

(不詳一組合)

(不詳一組合)

所沢地区

所沢荒物組合 他各種四〇組合商店会等

(不詳二組合)

(不詳一六組合)

(未組織業者を含む)

労働者数は、各地区共、適要事業場労働者数のみ事業場数には、適要外事業場数を含む

群馬

前橋地区

繊維雑貨組合 他各種二一組合

八二六

年少者数 一九九四

伊勢崎地区

呉服商組合 他各種二〇組合

二六三

不詳

桐生地区

書籍販売業組合 他各種二〇組合

一、三七六

年少者数 二六八〇

館林地区

履物商組合 他各種五組合

一四九

不詳

東京

東京都

問屋街 三四団体

四、一五二

四九、六〇四

商店街 六九三

四一、九五〇

八四、一九〇

神奈川

各商店会連合会 四一

一、四二七

四、〇〇八

愛媛	岡山	滋賀	大阪	京都	埼玉	山梨	新潟	山口	愛媛	広島
松山市	井原市	笠岡市	大津、彦根、長浜、八日市、近江八幡、草津等の六市	大津、彦根、長浜、八日市、近江八幡、草津等の六市	川口地区	甲府市	高田市	松山市	福山市	広島市
大街道、港町商店連盟他婦人招等四組合	商店街	専門店会	靴卸商店街協同組合	靴卸商店街協同組合	菓子、時計、クリーニング等商店連盟	水晶美術彫刻組合	商店街	卸商協会食品部会 カメラ販売等一八業種	福山駅前繊維街卸商組合 卸商協会食品部会	広島東織会 繊維卸商連盟
九二	四七	四〇	四〇	四〇	二七	二七	不詳	一、四六八	八二	一八
(内年少者三八)	(内年少者一五二)					不詳	不詳	(内年少者二四七)	二七	(内年少者四二九)
						不詳	不詳	五、一六六	二七	二二六

鹿児島

奄美大島

名瀬市中央商店街

不詳

不詳

理髪業、美容業については、全国的に、休日制度をとっており個々には記載しない。

五一 斉 休 業

北海道	青森
浦河町	弘前全市
浦河専門店会	販売関係全商店 二一業種団体
留萌市	千才町
ラジオ商組合	靴履物商組合
黒松内市	札幌市
三和商店会	金物組合
旭川市	岩見沢市
繊維製品卸売組合	繊維卸売業協同組合
旭川市	専門店会、商店会
三二〇	三八二
旭川市	月一回、他各店 ごとにきめる。
月一回	月一回
旭川市	月一回、他各店 ごとにきめる。
月一回	月一回
旭川市	月一回、他各店 ごとにきめる。
月一回	月一回
旭川市	月一回、他各店 ごとにきめる。
月一回	月一回
旭川市	月一回、他各店 ごとにきめる。
月一回	月一回
旭川市	月一回、他各店 ごとにきめる。
月一回	月一回
旭川市	月一回、他各店 ごとにきめる。
月一回	月一回
旭川市	月一回、他各店 ごとにきめる。
月一回	月一回
事業場	事業場
労働者数	労働者数
休日状況	休日状況
二〇	二〇
八五	八五
月一回	月一回
一〇	一〇
二一	二一
月一回、他各店 ごとにきめる。	月一回、他各店 ごとにきめる。
一五	一五
一六	一六
月一回	月一回
三一五	三一五
三二〇	三二〇
月一回、他各店 ごとにきめる。	月一回、他各店 ごとにきめる。
八三	八三
三九二	三九二
月三回	月三回
一六	一六
一三三	一三三
月三回	月三回
八〇	八〇
不詳	不詳
月一回、他各店 ごとにきめる。	月一回、他各店 ごとにきめる。
二四	二四
五三	五三
月一回、他各店 ごとにきめる。	月一回、他各店 ごとにきめる。
一五	一五
不詳	不詳
月一回	月一回
一、一〇〇 (内年少者二〇〇)	一、一〇〇 (内年少者二〇〇)
業種ごとに決 定	業種ごとに決 定

大三沢町	五所川原市	田名部町	十和田市	大湊市	宮城	石巻市	仙台市	秋田	山形	栃木	埼玉	新潟	富山	福井	
商店	料飲、木工、自転車、金物等八業種	商業協同組合	全商店	全商店	商店連合会	洋品組合	繊維小売商組合	繊維製品卸商組合 他一商店会	銀座商店街 他一商店街	足利商業連合会	荒物組合 他各種四〇組合	繊維関係業者	専門 店 会	衣料品卸問屋街	魚、肉商、クリーニング
一二六	三〇〇	六〇	二二二	不詳	三六六	二六	六二	二三	九四	五九四 (不詳八)	不詳	四六	不詳	不詳	不詳
六〇〇	一、三八九 (内年少者五三)	不詳	不詳	不詳	(内年少者七五) 四〇四	一〇〇	不詳	三一〇	不詳	四七六 (適用事業場のみ)	不詳	(内年少者六〇) 二六六	不詳	不詳	不詳
業種別に決定一日	料飲店は月二回 他は月一回	月一回	月一回	月一回	月一回 全市一斉	月一回	地域ごとに月一回	月一回	不詳	月二回以上とし一日は一斉	定休二日、内一日は一斉	月一回、労働者のみ	月一回	月一回	月二回

岩手	青森	久慈市	青森市	商工会議所において検討中 市商工会において検討中	長崎	鳥栖市	鹿児島市	伊万里市	杵島郡	高知市	伊与三崎市	和歌山市	京都市	三重市
					諫早市	市内全業種	市内全業種	市内全業種	市内全業種	山内村の全業種	商工会議所商業部会加入店全市内	商店街	中心商店街	製パン業務協議会
					市内二二組合	市内の全パン製造、かまぼこ等七業種	市内の全業種	市内全業種	市内全業種	市内全業種	市内全業種	市内全業種	市内全業種	市内全業種
					六七五	不詳	四五〇	三〇〇	四五〇	一三〇	四、六六八	一五〇	二六〇	九五
					不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
					不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
					月一、二回	月一、二回	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳

【一 斉 休 業 の 動 き】

山形	米沢市	弁天通 平和通商店街
栃木	太田原市等、二市、三町の商工連合会、商工会にて検討中	
佐賀	佐賀市	市内全業種 現在、業種ごとの休日はあるがこれを一斉休業に進める計画
長崎	諫早市	市内各業種の業種別定休制の動きあり

四 退 職 金 制 度

			加盟組合員	労働者数	
北海道	全道	北海道地方専門店会	七〇〇		五%
青森	五所川原市	商店組合	(労働者五人未満) 五九		四%
岩手	釜石市	商店会			四%
栃木	宇都宮市	宇都宮駅前繊維卸商組合			四%
	足利市	商業連合会			四%—使用者 四%—労働者貯蓄
埼玉	川口市	川口中小企業従業員退職金積立組合	一一〇	六七〇	市より事務補助費五〇万 使用者月三〇〇円

埼玉	浦和市	商工会議所	一〇		のびなやみ加入勸 奨中
新潟	高田市	中小企業共済会	五五〇	三六三	二、四〇
	直江津市	中小企業従業員退職金積 立共済会	四一	二四七	
福井	福井市 （武生市）	従業員退職金管理組合 （商店街連合会）	勸奨中	勸奨中	
静岡	三島市	商工会議所	三四三	二、〇九四	四%
	清水市	商店街連盟	勸奨中		四%
	島田市	商店連合会、商工会議所	二六	一七一	
京都	京都市	既成服小売商協同組合	七一	一一二	店主賃金として二〇〇〇 毎月五%従業員 管理維持費 一%
鳥取	鳥取市	商工退職金積立組合			三%
石川	金沢市	金沢菓子業協同組合	不詳	不詳	
島根	浜田市	中小企業共済組合	四四	二八〇	五%（労一% 使四%
岡山	県下全体	岡山県商工共済協同組合 県下一体で実施	現在申込 二六	年少労働者 七	従業員一名につき 一〇〇円雇主負担

岡山	香川	佐賀	山梨
岡山	高松	佐賀	甲府
市	市	市	市
岡山模範店会	高松専門店会	商工会議所 五三商工会	家具製造業
一〇〇	二七〇	一六	山梨中小企業従業員退職共済会
四%	四%	不詳	特別会費一口 一〇〇円四%

「退職金制度の動き」

青森	栃木	三重	鳥取	岡山	愛媛	長崎	鹿児島
八戸	栃木	四日市	鳥取	倉敷	津山	松山	佐世保
市	市	市	市	市	市	市	市
八戸商店会	栃木粘土瓦工業協同組合	野洲粘土瓦工業協同組合	製パン業労務協議会	鳥取商工従業員退職金積立組合	商工会議所	模範店会	商工会議所
五八五	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二
組合員一、〇〇〇他	五%	五%	五%	五%	五%	五%	五%
市より三〇万円借入	交渉中四%	使四%	使四%	使四%	使四%	使四%	使四%
三%	三%	三%	三%	三%	三%	三%	三%

